

「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託仕様書

1 事業名

「ぎふし共育都市プロジェクト」企画運營業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の範囲

- (1) ポスター・チラシの作成
- (2) プロジェクト全体の企画運営
- (3) プロジェクトに係る各事業の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他、上記に付随する業務

4 業務内容

以下の業務を実施すること。ただし、それぞれの項目で示した要件は最低限の内容であり、この内容を上回る業務の実施を妨げるものでない。また、業務の詳細については受注者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

なお、「ぎふし共育都市プロジェクト」を全庁的な取り組みとするため、関連部局（市民協働推進部等）との連携を図ること。

- (1) 本プロジェクトの啓発・募集に係るポスターを100枚及びチラシを20,000枚作成すること。チラシは市内の保育園、幼稚園等に配布し、残りを市に納品すること。あわせて、ポスター及びチラシのデジタルデータ（PDF形式）を岐阜市に提供すること。なお、事業予算は399,500円以内とする。
- (2) プロジェクト全体のスケジュール管理や連携方策の検討など、プロジェクト全体に関する企画運営を行うこと。なお、事業予算は、本プロジェクト全体の10%以内とする。
- (3) 以下の各事業を実施すること。
 - (ア) パパ大学
 - ①概要
 - 1 日で完結する男性向けの育児参画に関する講座を実施するとともに、パートナーの女性向け講座を合わせて行う。
 - ②対象
 - ・妊娠中のパートナーを持つ男性（プレパパ）
 - ・未就学児の子どもを持つ父親（パパ）
 - ・プレパパ及びパパのパートナーの女性

・市民等

③事業概要

回数	年4回以上
時間	1回あたり2時間程度
参加人数	1回あたり25人程度
参加費	無料
講座内容	<ul style="list-style-type: none">・実践的な育児・家事スキルの向上、産前・産後の女性の身体的・精神的変化に関する知識の習得、子どもとの遊び方、地域での関わり方など、男性の育児参画を支援するための講座を多角的に実施すること。・パパ同士の交流を促し、「パパがパパを育てる」ことを意識した内容とすること。 ※調理セミナー（家事メンセミナー）、及び、環境部が実施する自然体験とコラボレーションしたフィールドワークの講座も取り入れること。
講師	それぞれの専門分野の講師に依頼し、講座を行うこと。
女性向け講座	パートナーである女性と一緒に参加できるよう、同時刻に女性向け講座を実施すること。
開催場所	原則として市有施設で開催することとし、会場の使用・連絡調整等の手続きを行うこと。
事業予算	1,290,000円以内
その他	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、参加者の子どもを預かる一時保育を実施すること。・回ごとに開催レポートを作成し、ぎふし共育都市プロジェクトホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載すること。

(イ) パパ大学公開講座

①概要

男性の育児参画の周知啓発や間口を広げることに資する一般向けイベントを開催する。

②事業概要

回数	年1回
事業規模	400名程度
参加費	無料
開催場所	原則として市有施設で開催することとし、会場の使用・連絡調整等の手続きを行うこと。
事業予算	1,000,000円以内
その他	<ul style="list-style-type: none">・市民等が気軽に参加できる内容とすること。・必要に応じ、参加者の子どもを預かる一時保育を実施すること。

(ウ) 情報発信

①概要

ホームページ、SNS等に父親、プレパパのための様々な子育て支援情報を発信する。

②事業概要

記事作成	・男性の家事・育児参画に関する記事、又は、共育・女性活躍に関する記事を5回掲載すること。 ※記事の作成にあたっては、必要に応じて、著名人や専門家等に取材を行うこと。 ・3人以上の子どもがいる夫婦のインタビュー記事を1回以上掲載すること。
写真募集	子ども3人以上の写真とエピソードを市民募集し、市民協働推進部局が開催するイベント等で、パネル展を開催すること。
ショート動画	15秒～3分程度で男性がすぐに実践できる内容や子育てが楽しいと感じてもらえるような内容の動画を作成し、ホームページやSNSで8回以上発信すること。
日帰り旅行モデルプラン	父と子の日帰り旅行プラン（岐阜市近郊）を3つ以上作成し、ホームページに掲載すること。
事業予算	2,860,000円以内
その他	フリーペーパー等各種媒体も活用し、より多くの方に情報が行きわたるよう努めること。

(エ) 共育・女性活躍企業

①概要

父親の育児参画を積極的に支援する企業を「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定し、企業の意識啓発を図る。

②事業概要

周知啓発	啓発・募集に係るチラシを4,000枚作成し、各種団体等の協力を得た上で配布・周知すること
認定	・認定基準を満たした企業等を「ぎふし共育・女性活躍企業」として新規に認定するほか、令和元年度に認定を受けた企業の認定を更新すること。 ・認定企業の情報をホームページに掲載するため、取材を行うこと。
認定式	令和4年度に認定した企業の認定式を開催すること。
セミナー	・男性の家事・育児参画促進を図る企業向けのセミナーを実施すること。 ・座学だけでなく、企業同士交流ができるようワークショップも実施すること。 ・事業規模は30名程度で、2時間程度のセミナーを2回開催すること。
開催場所	「認定式」及び「セミナー」の開催場所は、いずれも原則として市有施設で開催することとし、会場の使用・連絡調整等の手続きを行うこと。

メール配信	(ウ) 情報発信で作成した記事をぎふし共育・女性活躍企業にメール配信すること。
事業予算	5,483,000 円以内

(4) 本プロジェクトの効果を測定するためのアンケートを実施すること。

なお、事業予算は 1,450,000 円以内とする。

(ア) アンケート項目の提案

本プロジェクトの効果を図るとともに、男性の育児参画支援の今後のあり方を検討する上での基礎資料とするためのアンケート項目を提案すること。

(イ) アンケート調査の実施

「(ア) アンケート項目」における検討結果をもとに、調査票を作成し、以下のとおり調査を実施すること。

①調査対象：岐阜市在住の 0 歳～5 歳の子どもが属する 1,000 世帯

②調査方法：無記名

対象者に郵送で通知し、パソコン又はスマートフォン等から WEB 回答

※回答率は 40%程度を想定している。

③調査期間 令和 5 年 2 月上旬から 2 月中旬

④アンケート調査に係る委託範囲は下表のとおりとする。

	受注者	岐阜市
依頼文、調査票の作成	○	
対象者の抽出及び選定		○
発送用宛名ラベルの作成		○
発送用封筒の準備	○	
調査票等の封入・封緘、ラベル貼り	○	
郵送経費（発送用）	○	

(ウ) 調査結果の集計・分析等

(イ) で実施したアンケート調査について、以下のとおり、集計・分析等を行うこと。

①回答データを単純集計、クロス集計等により必要な集計を行うこと。

②記述式回答、設問の「その他」、調査表末尾の自由記載欄への記述部分について、文意を損ねない程度の修正を加え、事項区分した上で報告書に記載すること。

(5) 上記 (1) ～ (4) に付随する業務を実施すること。

5 提出書類

(1) 着手届

契約締結後、速やかに本委託業務の着手届を提出すること。

(2) 事業計画書

契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、岐阜市の承諾

を得ること。

(3) 業務主任者届

契約締結後、速やかに本委託業務の業務主任者を選定し、岐阜市の承諾を得ること。

(4) 実施報告書

「パパ大学」等の参加者に対して、内容に関する満足度や参加後の心境等の変化等についてアンケート調査を実施し、集計及び分析を行うとともに、事業実施後、開催日時、内容、参加人数、記録写真、アンケート調査結果等を記載した報告書を作成し、令和5年3月15日までに提出すること。

(5) アンケート結果報告書

「4 業務内容(4)」で実施したアンケート結果等を記載した報告書を令和5年3月15日までに提出すること。

(6) 業務完了届

委託業務終了後、直ちに委託業務完了届を提出すること。

6 情報セキュリティ

本業務実施にあたっては、以下の情報セキュリティ要件に従うこと。

- (1) 受注者（受注者から再委託を受ける事業者も含む。以下同じ。）は、本業務の従事者に対し、岐阜市個人情報保護条例や岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、契約履行のため事前に従事者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務で取り扱う個人情報や機密情報、発注者から入手する資料及び作成する資料（以下「情報資産」という。）等について、厳重に管理しなければならない。また、情報資産の受渡し、運搬について、発注者の指示に従うものとする。特に個人情報を取り扱う場合には、別紙1「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (5) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (7) 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託した場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。
- (8) 受注者は、業務終了後、発注者から入手した情報資源を返還または発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。
- (9) 受注者は、情報資産を発注者の指定した目的以外に複写又は複製することを禁止する。
- (10) 受注者は、業務終了後、発注者から入手した個人情報や機密情報を含む情報資産を返還又

は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。なお証明においては、情報資産の内容、消去・廃棄方法（紙媒体は溶融、電子媒体は物理的破壊又は専用ソフト利用等）、時期、責任者等を記録すること。

- (11) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、契約締結後一週間以内に別紙2「情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。再委託がある場合、再委託先も「情報セキュリティ対策チェックシート」による点検を実施し、受注者の責任で問題のないことを確認の上、提出すること。
- (12) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。また、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず応急措置を適宜とった場合は、事後直ちに発注者に報告しなければならない。
- (13) 発注者の情報セキュリティ対策を確認するため、発注者は事前の通知なく受注者の作業場所に立ち入ることができる。
- (14) 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は当該事故等を受注者の名称を含めて公表することがある。
- (15) 受注者が前各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について発注者は負担しない。
- (16) 受注者は、前各項の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受注者は、関係法規を遵守すること。
- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料（写真、イラスト等含む）の所有権、著作権、利用権はすべて岐阜市に帰属するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、岐阜市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による「5 提出書類」の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ岐阜市に紙面により報告し、岐阜市の承認を得ること。
- (7) 岐阜市との打ち合わせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (8) この業務において、打ち合わせ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (9) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法規を遵守すること。
- (10) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合、あ

るいは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業務内容等に変更の必要性が生じた場合には、岐阜市と受注者において別途協議のうえ、対応するものとする。

8 支払い条件

全ての工程が終了し、全ての成果品、関係書類が納品され、発注者の検査に合格したときは、受注者は、発注者の定める手続きに従って本契約に定められた金額を支払うものとする。

9 担当者

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 (岐阜市役所 18 階)

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当 佐藤

電話 058-214-2397 (直通)

電子メール kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp